平成24年８月20日

各　　位

住　　所　石川県白山市福留町370番地
会　社　名　株式会社ウイルコホールディングス
代表者の役職氏名　代表取締役会長兼社長　若林　裕紀子
（コード番号：7831　東証第二部）
問い合わせ先　管理担当取締役　大槻　健
電話番号　076-277-9858

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成24年８月20日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針について、一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所は、下線で示しております。

記

1）取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社およびグループ各社は、各社が定める『文書管理規程』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的媒体を含む）に記録、適切に保存および管理（廃棄を含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証および規程の見直し等を行う。

2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、「内部統制委員会」を設置し、グループ全体のリスク情報を統括管理する。
② 当社およびグループ各社は、個社毎に自社のリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組む。
③ 当社は、内部統制委員会委員長が内部監査員を任命し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の状況を確認し、内部統制委員会に報告する。
④ 当社およびグループ各社は、不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害および被害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止をはかる。

3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、『取締役会規程』・『組織規程』および『職務権限規程』により、取締役の職務権限および取締役会への付議基準等を明確化するとともに、意思決定の効率性と妥当性を高める体制を整備する。
② 当社は、経営会議を月１回以上開催し、取締役会への付議事項について充分な事前検討を行うとともにグループ各社および連結業績等に係る報告、意見交換等を行うことにより意思決定の迅速化と効率化をはかるとともに、当社およびグループ各社の業務執行の状況を確認する。
③ 当社は、取締役会を月１回以上開催し、『取締役会規程』に定める当社およびグループ各社の経営上の重要事項を審議、決議するとともに取締役の職務の執行状況を監督する。
④ 当社は、意思決定の迅速化および業務執行の監督機能を高めるため、適正な業務区分と権限委譲を行い、内部監査員は、各職位の業務執行が適正かつ効率的であることを確認し、内部統制委員会に報告する。

4) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社およびグループ各社の取締役および社員は、『ウイルコ・グループ行動規範』にもとづき法令および定款を遵守して職務を執行する。

② 当社は、内部統制委員会の下部組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、当社およびグループ各社のコンプライアンスを統括管理する。

③ 当社は、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反について通報相談を受付ける内部通報制度を構築し、通報者の保護を徹底するとともに、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、コンプライアンス委員会より内部統制委員会を通じて取締役会・監査役に報告される体制を構築する。

④ 内部監査員は、法令および定款の遵守状況を確認し、内部統制委員会に報告する。

⑤ 当社およびグループ各社は、『ウイルコ・グループ行動規範』に基づき、反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固拒否する。反社会的勢力の排除に向けて、当社の総務部門をグループ統括対応部門とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携を図り、組織的に対応する体制を整備する。

5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社およびグループ各社は、経営理念および『ウイルコ・グループ行動規範』をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

② 適正なグループ経営を推進するため『関係会社管理規程』を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項については、当社も関与しグループ経営の適正な運営を確保する。

③ 内部監査員は、必要に応じ、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施し、その結果を内部統制委員会に報告する。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の体制に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は、監査に必要な業務を社員に命ずることができるものとする。

② 監査役の職務を補助する社員の任命・異動等については、監査役に事前の同意を得てこれを決定する。

③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関し、取締役の指揮命令を受けない。

7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社およびグループ各社の取締役、社員は、各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに、各社の監査役に報告する。

② 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求める。

③ 監査役は、会計監査人・内部統制委員会および子会社の監査役と緊密な連携を保つため、連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めるとともに、必要に応じて調査または報告を求める。

④ 監査役は、代表取締役社長と会合を持ち監査上の重要課題等についての意見交換を行う。

以　上